

令和4年度 第3回摂津市人間尊重のまちづくり審議会 要点録

日 時：令和4年12月1日(木)午前10時～11時45分

場 所：摂津市役所本館3階301会議室

出席者：委員13人（1人欠席）

事務局：由井人権女性政策課長、三船課長代理兼男女共同参画センター長、瓜田係員

次第

1. 開会

2. 議題

- ・第2期摂津市人権行政推進計画 素案

資料 第2期摂津市人権行政推進計画 素案

追加資料1 施策新旧対照表

追加資料2 今後のスケジュール

3. その他

4. 閉会

議事録（要約）

【開 会】

事務局：(あいさつ)

第2期人権行政推進計画は今後10年間の計画である。各団体や委員の皆様から率直な意見をいただき、計画にさらに反映させていきたい。

前回の会議で、障害者週間と人権週間がほぼ同時期なので障害福祉課と人権女性政策課が連携してできることがないかという意見をいただき、障害福祉課と意見交換をした。人権週間にはパネル展や「人権を考える市民のつどい」を開催し、3年前から会場内でポッチャの体験会や街頭啓発を合同で実施しているが、周知されていない。一緒にやっていることをPRするのが目的ではなく、縦割り行政をなくしていくことに意味があるので、貴重な意見をいただいたと思っている。今後も障害福祉課と意見を交わしながら進めていきたい。

事務局：(資料の確認) (委員の出席状況の報告)

これより議事の進行を委員長にお願いする。

委員長：今回は第2期摂津市人権行政推進計画の素案の審議となる。普段から人権について感じていることを計画に反映し、より良い計画にしていきたい。

議題の「第2期摂津市人権行政推進計画 素案」について、第1章の説明をお願いします。

事務局：(資料「第2期摂津市人権行政推進計画 素案」第1章の計画策定の趣旨、計画策定の背景、計画期間、計画の位置づけ、進捗管理について説明)

委員長：第1章の説明について、意見・質問等はあるか。なければ、第2章の説明をお願いします。

事務局：(資料「第2期摂津市人権行政推進計画 素案」第2章の本市におけるこれまでの取組と課題の概略を説明。市民意識調査の結果については第1回審議会で説明済みのため省略)

委員長：第2章では、市の取組の追加があったこと、これまでの取組と課題、市民意識調査からみえる課題等について説明があった。意見・質問等はあるか。

委員：8ページの2つ目の課題の「強み」という言葉に違和感がある。何か意図があれば説明してほしい。

事務局：行政では支援するために対象者の弱みに焦点をあててしまいがちだが、個人の持つ強みを引き出し、エンパワメントすることも重要な点だと思っているので、「強み」という言葉を記載した。

委員：困っているところだけではなく、その人が持っている特性もしっかりとみていくということか。

事務局：強みを活かしていくということである。

委員：7ページに取組内容として「虐待防止ネットワーク機関の連携」と「摂津市いじめ防止基本方針の策定」がある。昨年8月、男児が亡くなるという悲しい事案が発生したが、ここに記載をすべきではないか。

事務局：この10年間に市がやってきた取組とその中でまだできていないことの課題がこの章と考えている。その事案は、市として重要かつ重大なことだと考えているが、そのことで検証したことを10年間の取組として具体的に記載することは考えていない。

委員：児童虐待については、令和4年度の市長の市政運営の基本方針にも出され、オール大阪で取り組んでいる。何か文言があったほうがよいのではないか。

事務局：児童虐待については、18ページの「(2) 子ども」に記載しており、施策の方向性の中で方針を記載している。

委員：施策の方向性の中にあるが、第2章の最初に「計画期間中（平成25年から令和4年）における主な取組と課題」とあるので質問した。

事務局：審議会で受けた意見を反映していきたいので、他の委員の意見も聞かせてほしい。

委員：テレビ番組で、摂津市と警察との情報が共有できていなかったという話があった。共有できるようになったことの記載があればより踏み込んだかたちになる。

委員長：ネットワーク機関の連携に関する意見である。

事務局：庁内には虐待防止ネットワーク会議があるが、7ページの「虐待防止ネットワーク機関の連携」は庁内だけの関係機関となっている。外部の機関を含めるというかたちで文言を検討するが、警察や外部機関との連携がとれていなかったことを課題として挙げるべきだということか。

委員長：8ページの課題の1つ目に「庁内関係各課や外部の専門機関と連携を強化し」と書いてあるので外部も入っているが、さらに文言として挙げてもいいのではないかという意見である。記載の仕方は事務局が判断することだが、そういう意見があったことを受け止めてもらいたい。

事務局：課題の1つ目に、外部の専門機関と連携を強化する必要があると書いてある。12月号の広報紙にも掲載され、ニュースでも取り上げられていたように、摂津市と警察が虐待の関係で情報を共有する協定を結んだ。本市におけるこれまでの取組は、今年までの取組として書く方向で検討したい。

委員長：その方向でお願いします。

次に、第3章の説明をお願いします。

事務局：(資料「第2期摂津市人権行政推進計画 素案」第3章の様々な人権課題の現状と施策の方向性、体系と具体的施策、指標（KRI）等と、追加資料1の施策新旧対照表について説明)

委員長：これまでの10年と今後の10年で新しい人権課題が出ている。まず、1～4について意見・質問等を出してほしい。

事務局：18ページの「(2) 子ども」の現状と課題の4つ目の段落で、「いじめの加害者自身も、家庭で虐待を受けるなど抑圧された状態におかれている場合があり、複合的な困難が隠れていることがあります」と書いているが、この文言について意見を聞かせてほしい。

委員：学校でいじめが起こった際にはこのような背景がある子が多いとは感じている。自身が家庭で暴力を受けていたり、保護者と対応している時に家庭が暴力を容認していることを言葉の端々に感じたりすることもある。そういう背景もあるから仕方がないととるのか、加害者側だけの原因追及の視点では駄目ととるのか。私自身は複合的な困難が隠れているという視点は大事だと思う。責めて終わりというのではなく、根本からの解決が大事だというメッセージだと思う。

事務局：いじめをしている子どもは家庭環境に問題があると、行政側が色メガネで見ていると解釈される怖さもあって、この文言が気になっている。そういう背景がある子どもが多いという現状を書いたほうがいいのか。

委員：学校側のいじめのとらえは非常に広がってきており、「相手が嫌だと思ったらそれはいじめである」というとらえになっている。今までもいじめという言葉はあったが、年代が上の方が思っているいじめのとらえと、今のいじめのとらえはかなり違う。誰でもが加害者になってしまう可能性があり、暴力的であるという家庭背景ばかりではないことも、一方ではある。事務局が気になるなら、あえて書かなくてもいいと思う。

委員長：保護者の立場や学校に対する見方も含め、意見があれば出してほしい。

委員：いじめをしている子が悪いだけではないという観点も大事だと思うので、ここに書いてあることはいいと思うが、自身も虐待を受けているという文言ではなく、「被害者である場合もある」というぐらいでおさめたほうがいいのではないかと。知らぬ間に加害者や被害者になったり、虐待にあったりしている子もいることを考えていくと、書いておくことは大事だと思う。

事務局：被害者、加害者のことを説明したいのではなく、いじめのうしろに様々な問題がある、単純な話ではないということを言いたい。いじめのうしろには、貧困、ヤングケアラー、虐待など様々な問題がある。一つの例として、家庭で虐待を受けるなど抑圧されている場合もあり、複合的な問題があることを伝えたくて書いているが、読む人によっては、「いじめをしている子は貧困である」という色メガネで見ていると解釈するかもしれないので悩んでいる。

委員長：いじめは加害者よりも当事者の身になって解決する方向をめざさないといけない。ただ、いじめを解決する時に、被害者の子も加害者の子も将来があるので、いろんな事情も含めて考えていかないと解決しない。「いじめの加害者自身も・・・」と書くと、加害者側を擁護しているようにとられる部分があるが、「いじめの背景として・・・」と書くと、被害、加害ではなく、いじめという問題がいろんなことを内包している文章になるのではないかと。

委員：この段落は、「子どもの自殺、不登校の背景として・・・」という文章から始まって、その中にいじめが挙げられており、いじめが主語ではない。いじめの加害者自身も家庭の中で虐待を受けるなど抑圧されている部分があって、第三者の子どもが自殺したり、不登校になったりするということではない。憶測で書いているように見える。

文言については、「自殺」ではなく「自死」のほうがいいと思う。

事務局：この部分の文章は再考する。

委員長：委員の意見を踏まえ、趣旨がわかりやすくなるようにしてほしい。

各委員が関わっている部分で他に意見はないか。

委員：自宅で母親の介護をして看取りをした 20 代の女性の話だが、介護をしている時は自宅に医師や看護師が来て、市の福祉も訪問していたが、母親が亡くなると誰も来なくなり、仕事も辞めて介護をしていたので家から出て来なくなった。ケアマネジャーや訪問していた方が状況を把握していると思うが、成人した方の場合、本人が相談しなければ支援につながらないのか。

事務局：制度のはざまに入ってしまった方だと思う。たとえば、高齢の方が一人になれば、孤立のところでケアマネジャーが入ったり、18 歳未満の未成年であれば、誰が養育するかということで家庭児童相談課などが入ったりする。しかし、今の話の方は成人しているので、公的支援で使える制度となると難しい。唯一、今思いつくことは、その方が孤立のしんどさを抱えているのであれば、本人が発信することでどこにつながられるかを考えることができるが、本人が SOS を発信しなければつながりにくいのが現状かもしれない。

委員長：今の意見のように、人権の課題で市の推進計画に加味できることがあれば意見を出してほしい。

事務局：ヤングケアラーの中には、祖父母の世話をしている子もいれば、親のネグレクトできょうだいの面倒をみている子もおり、対象者やニーズは違う。それと同じで、人権課題の障害では、知的や精神や身体の障害のある人がいるが、市の施策として避難所の開設を考えた時、障害者の課題は、発達障害の子どもを避難所に連れていくのはしんどいとか、聴覚障害の方は避難所に行っても情報が入ってこないとか、障害の種類によって違う。この計画では大きく障害ということで括っているが、避難所の開設に関するだけでもニーズは違うので、どのように対応していくかは非常に難しい。

委員：今年度の男女共同参画のヤングケアラーの講座に呼ばれた講師から、介護をしている人も介護を終わった人も一緒になって話ができる会の話聞いた。そこに行くまでがちょっと大変かもしれないが、調べて、先ほどの話の女性に知らせてほしい。

事務局：同じような状況を経験した方とつながることの意見をいただいた。この計画を作るうえで、外国人の団体の方が審議会に入っていないので、日本語教室にヒアリングに行かせてもらったが、日本語がわかるかどうかというよりも、同じ外国人というところでつながりを持ちたい、コミュニティをつくりたいと話していた。ヤングケアラーに関しても、外国人に関しても、同じ境遇のところと同じ気持ちを分かち合える人とのつながりが求められている。

委員長：自分が高齢者の年齢になって課題を背負ってきていると思うことがある。子どもも高齢者も今現役でがんばっている大人も、生きづらい世の中を何とかしないとイケない。人権という枠かどうかはわからないが、そこが課題になっていると感じる。

次に、第 3 章の 5 と 6（体系と具体的施策、指標（KPI））について意見・質問等をお願いする。

委員：前回の会議で相談事業が非常に大事だという話をした。指標にも数字が挙がっているが、相談事業の実態をもう少し詳しく説明してほしい。

事務局：人権相談の関係では、「自身の身の周りで人権侵害があると思う」と回答した市民の割合」について、現状の 13.5%から目標値を 10.0%、「人権相談窓口の認知度」について、現状の 40.7%から目標値を 50%までもっていきたいと考えている。この数字について意見を聞きたい。

委員：認知度の目標値を50%と決めた根拠は何か。

事務局：何かのデータをもって50%と決めたわけではない。現状の40.7%も高い数字だとは思っていない。50%という数字は、せめて2人に1人が相談窓口の認知ができていれば、相談窓口を知らなくてもつながっていける最低の数字として挙げた。

委員：相談事業は大事なことなので、もっと高い数字を挙げてほしい。

委員：認知度の現状40.7%は高いとは思わない。35ページに相談体制の充実が書かれているが、相談窓口の情報を発信するというだけで、具体的なところが見えない。これをしたら数字が上がるというのは難しいが、現状からどういうふうに変えていくかという具体性が必要である。

委員長：40.7%という数字は、14ページの「人権問題解決の行政の取組を見聞きした経験」で「人権相談窓口の開設」を見聞きした経験が「ある」と答えた割合だが、市として取組をさらに進めて50%にしたいということだと思う。もっと大きい数字を挙げて、取組がなければ増えない。委員の意見は、本当に相談窓口が大事と言うのであれば、どんな取組をして50%にしたいのかを聞きたいのだと思う。

事務局：相談できる機関が大事だというのはご指摘の通りである。相談窓口の周知の具体性が見えないという意見については、相談窓口は人権女性政策課だけではなく、労働相談や消費者相談は産業振興課、法律相談は自治振興課など、様々な窓口があるので、予算も含め、何をもって相談窓口の周知ができるか、具体的にどのように記述ができるかを考えていきたい。目標値の数字については、具体的なことを提示してから議論したほうがいいのか、50%でいいのかも含めて審議してほしい。

委員：摂津市は市の公式のLINEから相談はできるのか。

事務局：議会でもメールやLINEで相談ができるとよいという意見はあるが、LINEによる相談は现阶段では考えていない。人権女性政策課の女性相談は電話と来所だけで、来所はその人の気持ちが顔の表情に出る、電話は声の抑揚で様子が見えかける。一方、文字のLINEは、瞬時に返さないといけない、相手の反応がよくわからない、同じ言葉でも解釈によって全然違って来るなど、そういう危険性が相談の中に入ってくる。SNSだと中高生が相談しやすいというのはわかるが、私の中ではまだデメリット性のほうが強い。

委員：LINEでも動画で顔を見て話すことができる。

委員長：新しいニーズに応じていく方向でも検討が必要と思う。

目標値の50%という数字については、どうか。

委員：大阪府の意識調査の数字や大阪府が挙げている目標値がわかれば教えてほしい。

事務局：大阪府のデータは今手元にはないが、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、男女共同参画センター・ウィズせつつの「女性のための相談室」の認知度はもっと低い。

委員長：15ページの「調査からみえる課題」に、「大阪府調査と比較すると、人権問題の認知度が低い傾向にあることから、人権意識の全体的な底上げが必要です」と書いている。たとえば、大阪府の数字が50%なら、摂津市は60%というように、大阪府よりも高い数字を掲げ、それに向けてより行政として頑張っていく方向を示すべきだと思う。

委員：推進、充実、実施などの言葉が出てくるが、使い分けの意図を教えてほしい。たとえば、30ペ

ージの「(1) 人権教育・啓発の推進」の具体的施策①は「学校等における人権教育の推進」となっているが、第2期計画ということで考えると、ここに書かれている実際の内容等々を今までしてこなかったのかと言えば、してきていると思う。「人権教育のさらなる充実」のほうがより適切である。学校現場ではいろいろなことに取り組んでいく時、「計画にあるからやっていこう」と職員に話をすることになるので、使われている言葉にこだわっておきたい。今までもやってきたがこんな課題が増えたからさらに充実していく、こんな課題が出てきたからさらに推進していくということが、読み手に明確にわかるように言葉を使い分けているのであれば、説明してほしい。

事務局：31 ページの最初にも書いているように、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が根本にあり、ここから「人権教育・啓発の推進」と書いている。

委員長：ゼロからの推進だと前がないけれど、さらなる推進と考えたら今ある現状から進むことになるので、推進でいいのではないか。充実は今あることをよりしていくという話になる。読み手がわかりやすいように補助的に何かを書いてもいいかもしれない。最終的には文言の精査をするが、これが駄目というのではなく、いろんな読み手がいることを前提にわかりやすい文にしてもらいたいという提案として受け止め、事務局で工夫してほしい。

事務局：今回の審議会の意見を反映し、そのあと各担当課へ内容を確認する。そこで若干の文言修正等があると思うので、その点を了承いただきたい。

委員長：第3章まで審議をした。全体を通して、本日の審議に参加して感じたことがあれば意見を出してほしい。

委員：障害があるという一つの括りで文章が書かれている。一括りになってしまうのは仕方のないことだが、工夫して表現してほしい。障害の団体の中では今、避難のことが大きな問題になっている。避難所へ行くのが無理だと思っている人たちが行ける場所はどこにあるのか。障害のある人の立場によって違うということを、可能であれば書いてほしい。

事務局：女性や子どもや高齢者はある一定のニーズがまとまるが、障害者の課題は一つの括りの中でもいろんなニーズがあって、全く違う。言われたように、今は障害のある人という大きな括りで、法律のことなどを現状と課題で書いているが、障害にはいろんなことがあることを何らかのかたちで文言として入れていきたい。

委員長：他に意見はあるか。

なければ、この素案を基に人権行政推進計画を進めていく方向で同意を得たものとする。事務局には、今日の議論を踏まえ、第2期計画の素案の修正等をお願いする。

最後に、その他として事務局よりお願いする。

事務局：(追加資料2の今後のスケジュールについて説明)

委員長：以上で、令和4年度第3回摂津市人間尊重のまちづくり審議会を終了する。

【閉 会】